

# 山口県発注工事における労働災害 発生状況について

令和6年1月26日

山口県土木建築部

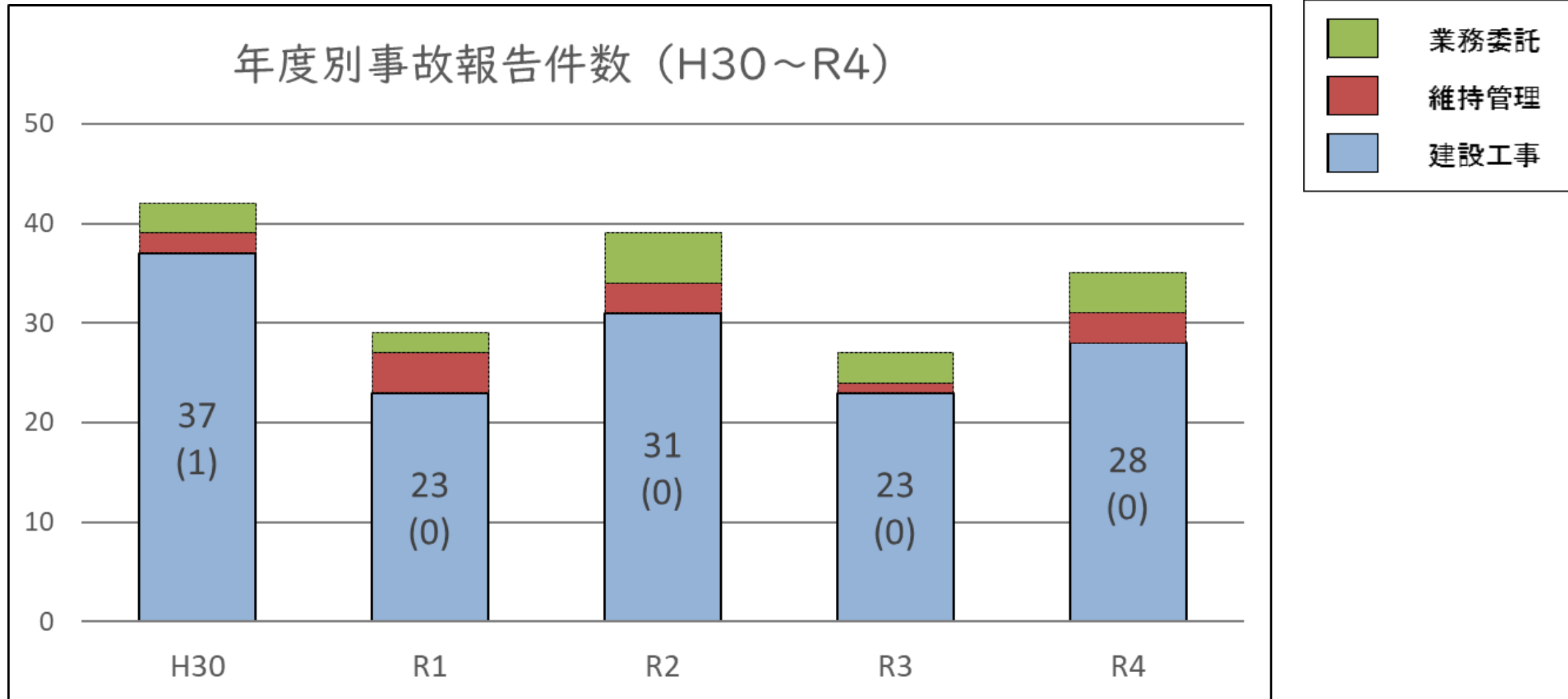
技術管理課技術指導班

原田



## (I) 年度別事故報告件数

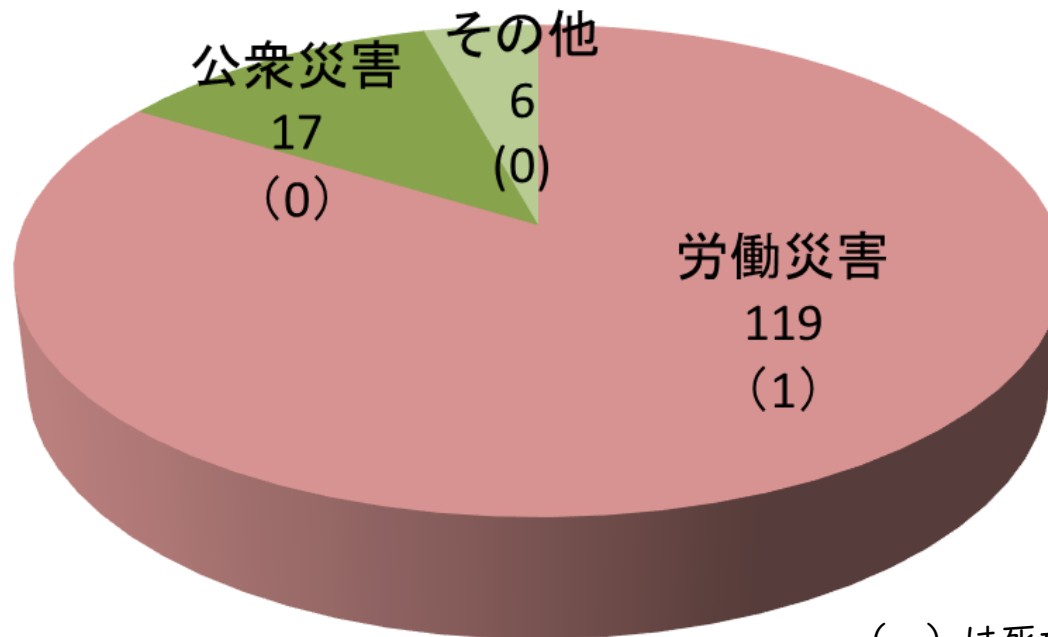
( ) は死亡事故件数で内数



➤ 平成30年度に死亡事故が1件発生。令和に入ってから死亡事故はありません。

## (2) 建設工事事故の種別発生件数

事故の種別件数 (H30～R4)



( ) は死亡事故件数で内数

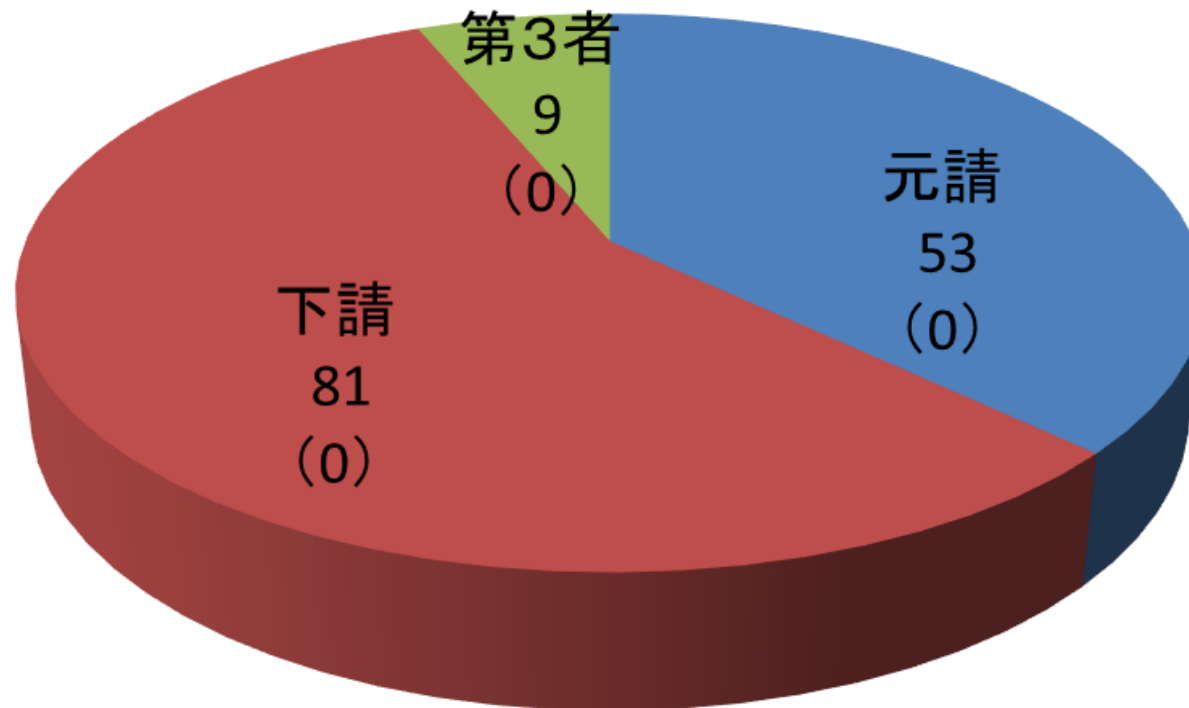
- 事故報告は、工事関係者が被災する労働災害が最も多い。
- 公衆災害で、工事作業に起因した第三者への被災報告もある。
- 死亡事故の大半は、労働災害で発生。

- ※労働災害 工事作業が起因し、工事関係者が死傷
- ※公衆災害 工事作業が起因し、第三者が死傷又は物損が生じた
- ※貰い事故 第三者の行為が起因し、工事関係者が死傷又は物損が生じた
- ※その他 上記のいずれにも該当しないもの

(工事現場で発生した事故で工事に起因しないもの、通勤中の交通事故等)

## (3) 事故の当事者別発生件数

事故の当事者別発生件数 (H30~R4)



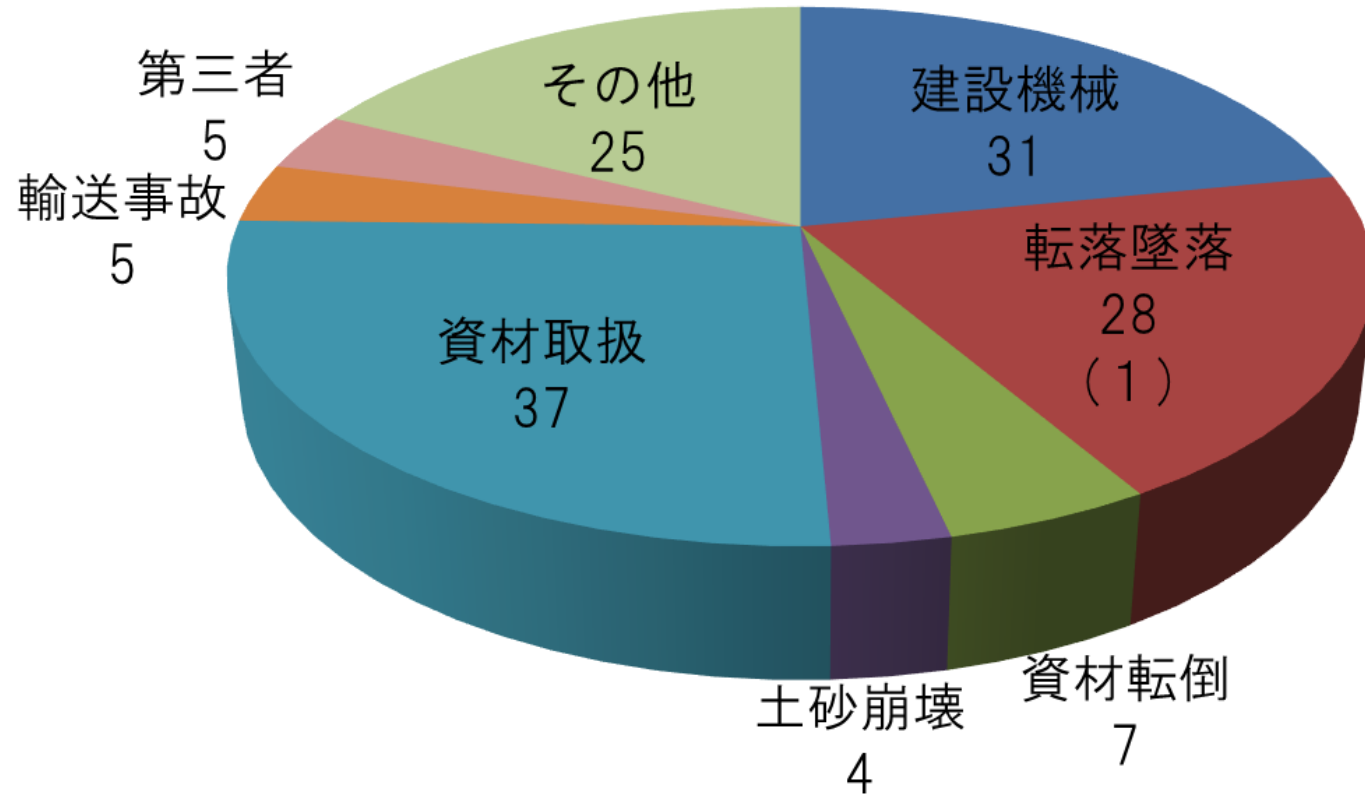
➤ 下請業者の作業員が被災する事故が元請作業員の倍近く発生している。

( ) は死亡事故件数で内数

※ 元請と下請の両方の作業員が負傷した案件があるため、事故件数と件数が不整合

## (4) 事故の形態別件数

事故の形態別件数 (H30～R4)



- 建設機械・転落墜落・資材取扱の事故で全体の約7割を占める。
- 工事施工中の一時交通解放時に、第三者が段差などで被災する報告が多い。

( ) は死亡事故件数で内数

※その他は草刈や伐木作業など

## (5) 令和4年度の事故発生状況

- 建設工事で28件発生し、前年度から5件増加
- ※土木建築部22件（対前年度 +6件）、農林水産部5件、企業局1件
- その他下囲みのような事故が発生。
- 維持管理や委託業務の測量作業中などの事故も7件発生（対前年度 +3件）

### 【令和4年度発生事故の概要】

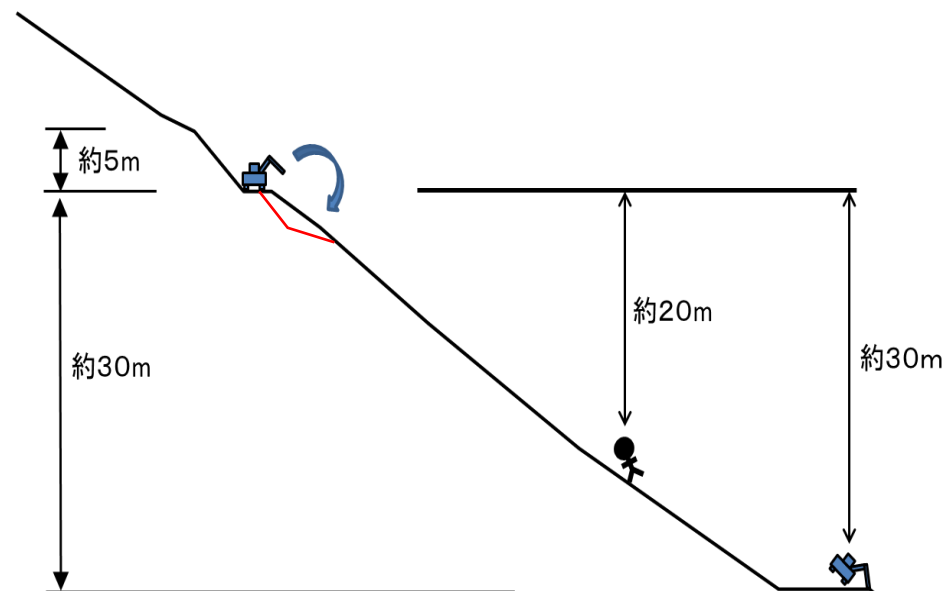
- a. トラック上の作業員にクレーンで吊った伐採木が接触。トラックから落下し、肩と腰を強打。骨盤骨折、肋骨ひび。
- b. 水路（BF300）を設置する際、手元を滑らせ、ソケット部に左手の親指を挟み負傷。
- c. コンクリート打設中に熱中症を発症。
- d. 荷卸しのための玉掛け作業時に、トレーラ上の発電機の上からバランスを崩し、地上へ転落し負傷。
- e. 型枠撤去中、丸鋸がはねて指を負傷。
- f. ディスクグラインダーで金属部材を切断していたところ、切断した金属片が飛び跳ねてまぶたにあたり裂傷を負う。
- g. 小割作業中、跳ねた木を押さえようと左手を出したところ、チェーンソーの刃に触れ、負傷。
- h. 掘削溝をまたいだ際に、右足を滑らせ転倒し、左ひざを舗装面に強打し負傷。 等

## (6) 近年発生した重症・死亡事故事例①

- ①バックホウが掘削作業中、工事用道路が崩壊
- ②バックホウが転落し、運転者は転落中に投げ出される

【負傷の程度】

バックホウ運転手が死亡



### 労働安全衛生規則第157条

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

### 労働安全衛生規則第157条の2

事業者は、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

### 受注者が講ずべき対策

- 誘導員の配置
- シートベルトの着用

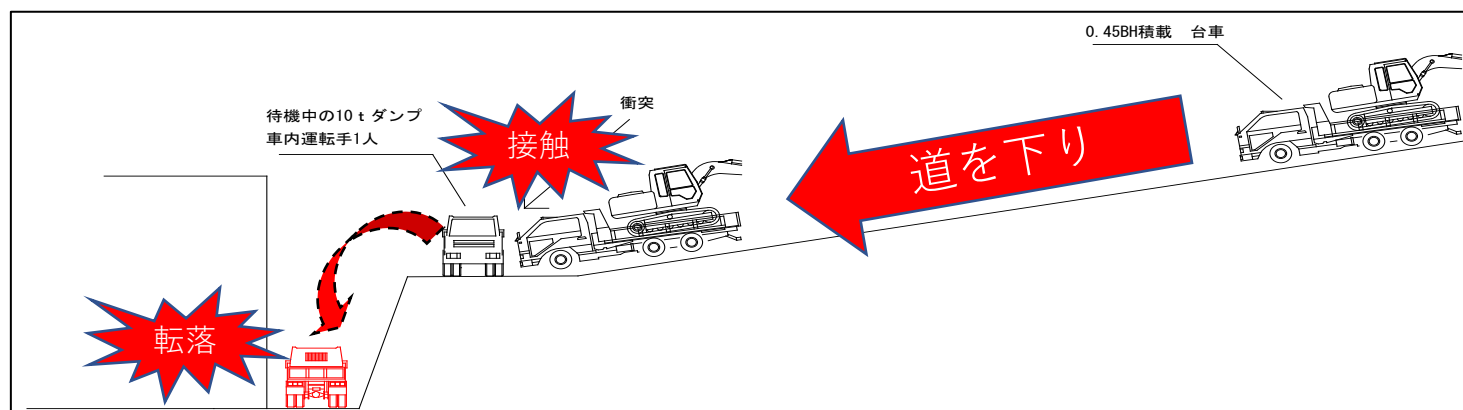


## (6) 近年発生した重症・死亡事故事例②

- ① 急勾配の工事用道路でバックホウを台車に積込み
- ② バックホウを積んだ台車が急勾配の工事用道路を下る
- ③ 停車していたダンプトラックに衝突し、共に小学校グラウンドに転落

【負傷の程度】

ダンプトラック運転手が、肋骨、大腿骨にひび



### 労働安全衛生法第29条第1項

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

### 労働安全衛生規則第151条の11

事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

二 原動機を止め、かつ停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講じること。

### 受注者が講ずべき対策

- 機械の搬入・搬出時は、堅固で平坦な地盤で作業
- 過積載となっていないか確認

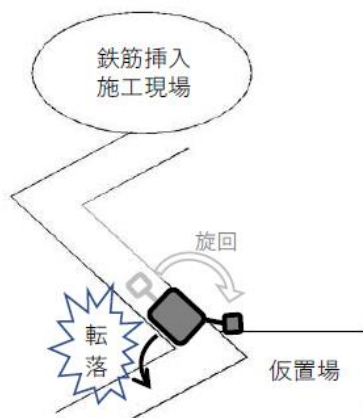


## (6) 近年発生した重症・死亡事故事例③

- ① 資材を工事用仮設道の坂路でクレーンモードに切り替えずバックホウで吊上げ。
- ② 旋回したところ転倒・転落。

【負傷の程度】

バックホウ運転手が、右上腕の開放骨折

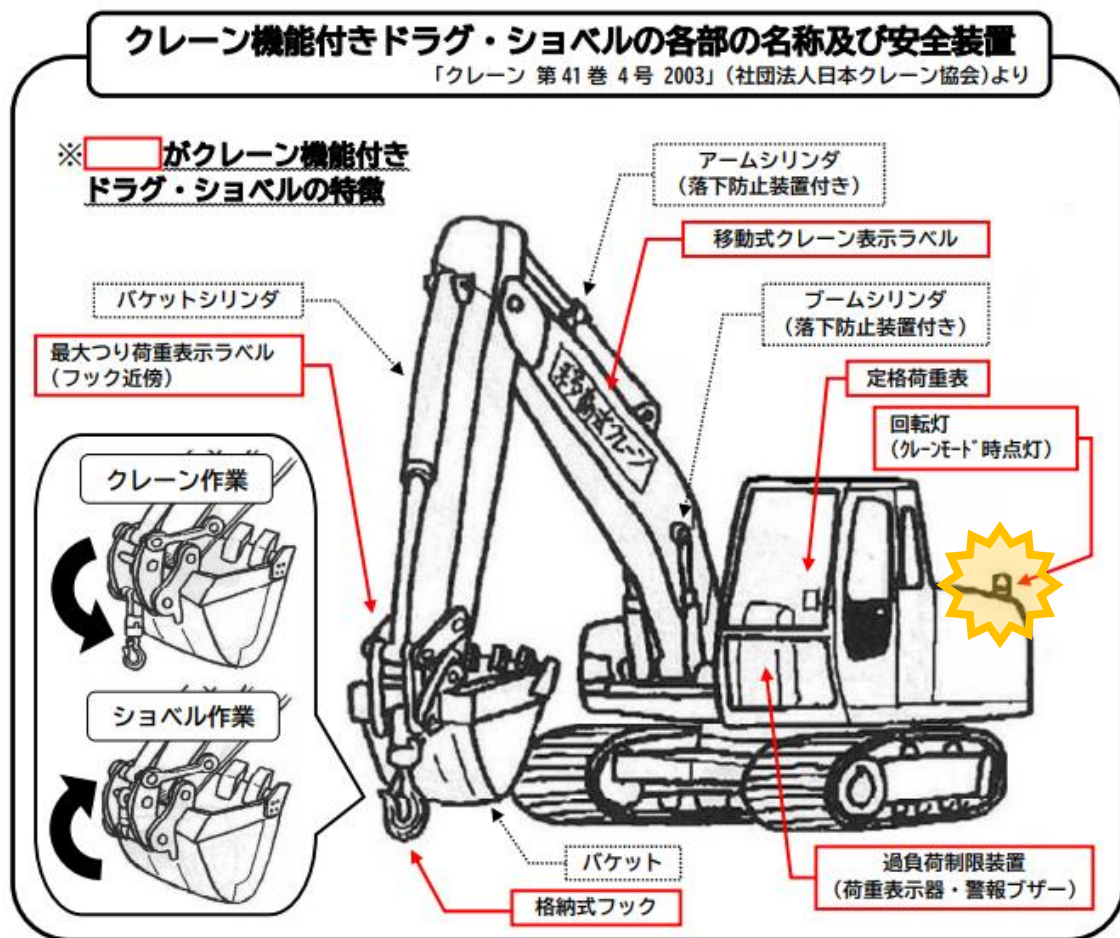


**労働安全衛生規則第164条** 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

**受注者が講ずべき対策**

- クレーン作業は平坦地で行う
- 用途外使用を行わない（クレーンモードの切り替えを行ってクレーン作業を行う）

荷の吊り作業を行う時は必ず、**クレーンモードスイッチをON（入り）**にすること。  
クレーンモードスイッチが**OFF（切り）**の状態で行うと、**クレーン機能が作動しない**為、安全装置が作動せず為重大な人身事故を招く恐れがあります。



【クレーンモードでは】

荷重計等の安全装置が働き、バケットの開閉ができなくなります。また、エンジンの回転数が落ち、動作速度が遅くなり、**回転灯が点灯します。**

**吊り作業を行うときは、回転灯が点灯しているか、確認しましょう！**

【クレーン作業に必要な資格】

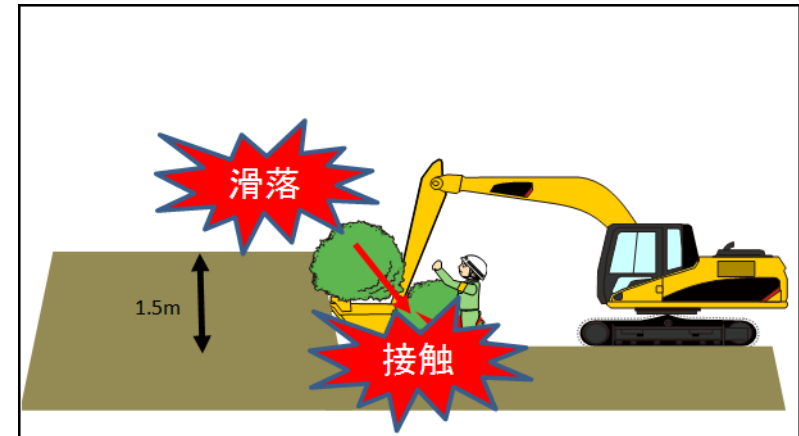
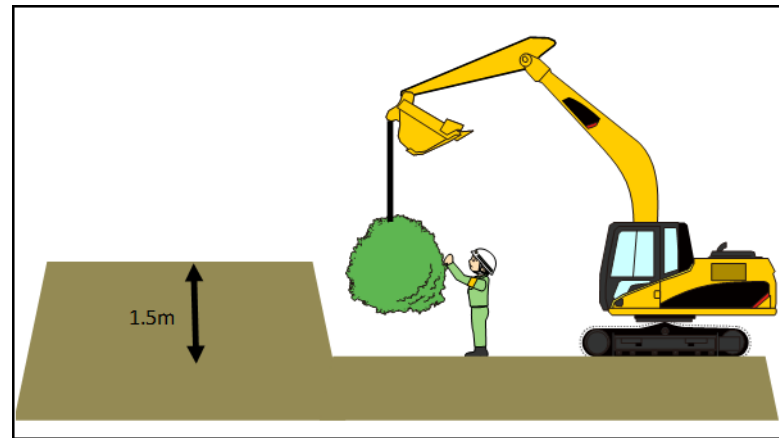
移動式クレーンと同様、当該の吊り上げ荷重に応じた運転の資格が必要です。また、玉掛作業についても玉掛けの資格が必要です。

## (6) 近年発生した重症・死亡事故事例④

- ① 伐採木を移動式クレーン（クレーン機能付バックホウ）を用い運搬
- ② 伐採木をワイヤーから外す作業を実施
- ③ 作業員が離れる前に伐採木をバックホウにて土手に上げようとした際に、木が横滑りし、作業員の足に接触

【負傷の程度】

作業員が右大腿骨骨折



### 労働安全衛生法第31条の3第1項

特定作業を行う場合、作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

### 労働安全衛生規則第662条の6

機体重量3ト以上の車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げ作業を行うときは、作業の内容や立入禁止区域について必要な連絡調整を行わなければならない。

### クレーン等安全規則第66条の2第1項

移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、当該作業に係る場所の広さ、使用する移動式クレーンの種類・能力等を考慮して、作業方法や労働者の配置等を定めなければならない

### 受注者が講ずべき対策

- 重機の作業範囲内に作業員がいないことの確認

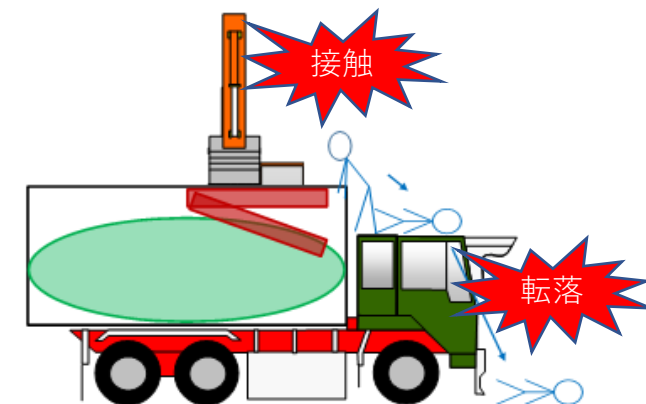


## (6) 近年発生した重症・死亡事故事例⑤

- ①伐採木をバックホウ（ホーク装着）を用い積込
- ②積込後、作業員が積荷を確認するために運転席上のキャビンに上がり目視
- ③作業員が離れる前に伐採木をバックホウにてつかんだ所、木が跳ねて、作業員の体に接触し墜落した。

【負傷の程度】

骨盤骨折、肋骨ひび



### 労働安全衛生法第31条の3第1項

特定作業を行う場合、作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

### 労働安全衛生規則第662条の6

機体重量3ト以上の車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げ作業を行うときは、作業の内容や立入禁止区域について必要な連絡調整を行わなければならない。

### クレーン等安全規則第66条の2第1項

移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、当該作業に係る場所の広さ、使用する移動式クレーンの種類・能力等を考慮して、作業方法や労働者の配置等を定めなければならない

### 受注者が講ずべき対策

- 重機の作業範囲内に作業員がいないことの確認
- キャビンに上がらない

万が一、現場で事故が発生した場合は速やかに報告を行うこと

山口県土木工事共通仕様書

1-1-30 事故報告書

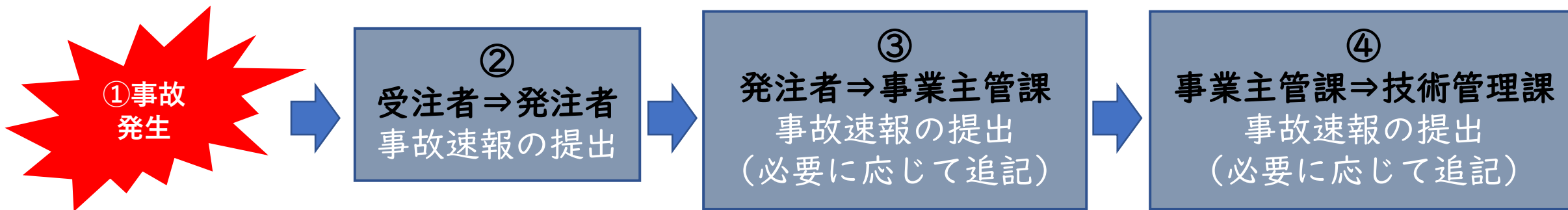
受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。



- ・受注者は、事故発生時は速やかに連絡（電話）を行う。  
次に事故速報を作成し、FAX又はメールにて報告する。（P15参照）
- ・国への報告が必要と判断された場合、発注者が事故報告書の提出を受注者へ指示。  
指示があった場合、受注者は事故報告書を作成し提出する。（P18参照）
- ・是正措置が必要と判断される場合は受注者へその旨を伝え、再発防止に努めること。

## (1) 事故速報

事故速報：全ての工事事故に関して必要



① 事故発生時は、受注者はTEL等により、発注者へ速やかに連絡すること。

② 受注者は、事故速報を発注者へFAX又はメールにより提出すること。

③ 発注者は、事故速報に必要な応じ追記を行い、事業主管課へ提出すること。

位置図や状況がわかる図、現場写真等も送ってください。

※受注者は、新たな情報があれば前回送付の事故速報に追加・修正し、随時続報を入れること。

続報があれば、発注者は事業主管課へ提出をすること。

《参照通知文書》

◎H180316平17監理第2118号建設工事事故報告について

➢事故速報、事故報告に関する通知

◎H240615平24技術管理第206号、H280617平28技術管理第239号で報告様式を一部変更

## (1) 事故速報

### 技術基準等

技能労働者への適切な賃金水準の確保	適正な下請契約及び施工体制の確保について	コンクリート構造物の品質確保
公共工事における地産地消	ICT活用 関連情報	建設工事・優良建設コンサルタント等業務
共通仕様書 施工管理基準	<b>共通仕様書様式集</b>	積算基準等
CALS/EC	単品スライド 条項の運用	インフレスライド 条項の運用
安全対策関係	監督・検査・評定関係	業務委託
コンクリート舗装の活用	その他の技術基準・マニュアル等	週休2日の取組・余裕期間制度の活用
年間使用材料一覧表 (一括承諾)		

### 【参考】土木工事共通仕様書様式

個別ファイル		一括版
01工事打合せ簿 (Excel : 33KB)	15修補完了報告書 (Excel : 11KB)	【参考】土木工事共通仕様書様式集 (R5.1) (その他 : 606KB)
02工事履行報告書 (Excel : 13KB)	16修補、改造完了届 (Excel : 12KB)	
03段階確認書 (Excel : 19KB)	17創意工夫・社会性等に関する実施状況 (様式-1、2) (Excel : 22KB)	
04工事材料使用願及び使用材料一覧表 (様式-1) (Word : 37KB)	18工程表 (Excel : 19KB)	
05工事材料使用願及び使用材料一覧表 (様式-1) (Excel : 30KB)	19支給品受領書 (Excel : 13KB)	
06工事材料使用承諾願 (様式-2) (Word : 30KB)	20支給品精算書 (Excel : 14KB)	
07工事材料使用承諾願 (様式-2) (Excel : 23KB)	21貸与品 (支給品) 亡失損報告書 (Excel : 11KB)	
	22現場発生品調書 (Excel : 13KB)	
09_施工体制台帳作成例 (R3年4月1日一部変更) (Word : 147KB)		
09_施工体制台帳作業員名簿作成例1 (R3年4月1日一部変更、R2年10月1日施行) (Excel : 68KB)	23出来形検査申請書 (Excel : 12KB)	
09_施工体制台帳作業員名簿作成例2 (R3年4月1日追加) (Excel : 133KB)		
10_施工体系図作成例 (R5年1月4日一部変更) (Excel : 39KB)	24〇〇工事の部分使用について (協議・承諾) (Excel : 13KB)	
11品質証明書 (Excel : 14KB)	25残土処理場に関する届 (Excel : 20KB)	
	26事故速報 (様式) (Excel : 32KB)	

事故速報  
(EXCEL様式)



# 2 事故報告

## (1) 事故速報

事故速報				
情報入手	日 時	令和3年 7月 1日 11時頃		
	報告者	発注者 事務所名	〇〇土木建築事務所 氏名 〇〇 〇	
工事概要	事業主管課	課 名	〇〇課 氏名 〇〇 〇〇	
	工事名	令和3年度 主要県道〇〇線 単独道路改良工事 第1工区		
	工事場所	〇〇市大字〇〇 地内		
	受注金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)		
	受注者	会社名	(株)〇〇建設	
		住所	〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
		電話	0000-00-0000	
工事内容	(簡潔に記載) 延長 L=●●m 切土工 〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup> コンクリートブロック積工 〇〇〇m <sup>2</sup>			
工期	令和3年 6月 1日~令和4年 2月26日			
事故の概要	発生日時	令和3年 7月 1日 9時頃		
	発生場所	〇〇市大字〇〇 地内		
	事故の当事者	住所	〇〇市大字〇〇	
		氏名及び年齢	〇〇 〇〇(〇〇歳)	
		電話	000-0000-0000	
	所属会社	(株)〇〇組	受注者との関係(○で囲む) 受注者 <input checked="" type="checkbox"/> 下請 (2次以下) 第三者	
	負傷の程度及び手当状況	左腕の骨折		
事故の状況	ダンプトラックを誘導中、近隣で掘削作業を行っていたバックホウのバケットが左腕に当たり、骨折した。			
事故発生後に取った措置(具体的な内容を簡潔に記載)	現場代理人が同乗し、救急車で〇〇病院に搬送			
労働基準監督署・警察・マスコミ等の状況	9:30 〇〇警察署および〇〇労働基準監督署に通報			
事務所の対応	工務課長が現地に行き、現場状況を確認中			

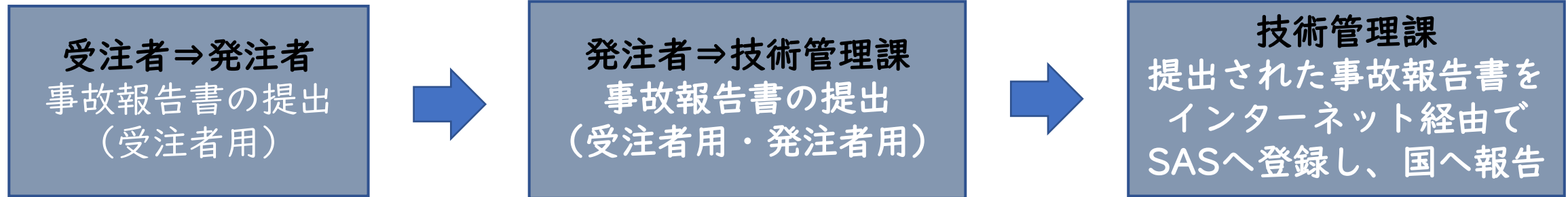
※ファイル名は「事故発生年月日+業者名」とする。(例:「20030131●●建設.xls」)  
 ※この様式及び添付資料はA4とする。  
 ※添付資料…位置図、状況の分かる概要図

事故速報【第〇報】				
情報入手	日 時	令和3年 7月 1日 16時頃		
	報告者	発注者 事務所名	〇〇土木建築事務所 氏名 〇〇 〇〇	
工事概要	事業主管課	課 名	〇〇課 氏名 〇〇 〇〇	
	工事名	令和3年度 主要県道〇〇線 単独道路改良工事 第1工区		
	工事場所	〇〇市大字〇〇 地内		
	受注金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)		
	受注者	会社名	(株)〇〇建設	
		住所	〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
		電話	0000-00-0000	
工事内容	(簡潔に記載) 延長 L=●●m 切土工 〇〇,〇〇〇m <sup>3</sup> コンクリートブロック積工 〇〇〇m <sup>2</sup>			
工期	令和3年 6月 1日~令和4年 2月26日			
事故の概要	発生日時	令和3年 7月 1日 9時頃		
	発生場所	〇〇市大字〇〇 地内		
	事故の当事者	住所	〇〇市大字〇〇	
		氏名及び年齢	〇〇 〇〇(〇〇歳)	
		電話	000-0000-0000	
	所属会社	(株)〇〇組	追加及び変更箇所が分かるように記入 受注者との関係(○で囲む) 受注者 <input checked="" type="checkbox"/> 下請 (2次以下) 第三者	
	負傷の程度及び手当状況	左腕の骨折 (全治2か月)		
事故の状況	ダンプトラックを誘導中、近隣で掘削作業を行っていたバックホウのバケットが左腕に当たり、骨折した。			
事故発生後に取った措置(具体的な内容を簡潔に記載)	現場代理人が同乗し、救急車で〇〇病院に搬送			
労働基準監督署・警察・マスコミ等の状況	9:30 〇〇警察署および〇〇労働基準監督署に通報 11:00 〇〇労働基準監督署による現場検証の結果、工事中断の必要なし 〇〇新聞(7/2)朝刊で報道			
事務所の対応	工務課長が現地に行き、現場状況を確認中 受注者に対して安全管理に関する徹底と事故再発防止に努めるよう指導した			

※ファイル名は「事故発生年月日+業者名」とする。(例:「20030131●●建設.xls」)  
 ※この様式及び添付資料はA4とする。  
 ※添付資料…位置図、状況の分かる概要図

## (2) 事故報告書

事故報告書：報告書の提出が必要と判断された場合、発注者から提出の指示があります。



- ・事故報告書は原則「死亡または休業4日以上」の事故を対象とする。
  - 状況によりこれ以外でも登録する必要があると判断する場合がある。
- ・受注者用の事故報告書の様式は4種類あるため、発注者へ確認すること。
  - 【受注者用】(一般事故用、墜落事故用、重機事故用、交通事故用)

### 参照通知文書

◎H180316平17監理2118号 建設工事事故報告について

➢事故速報、事故報告書に関する通知

◎H280617平28技術管理第239号 事故報告書の様式変更について (通知)

➢事故報告書の様式に関する通知

### (3) 事故報告事例集

- 平成27年に、受注者・発注者双方で建設現場における事故防止・安全対策に努めていただくよう、土木建築部における過去の事故報告から事例を取りまとめたもの。
- 各事故に関連すると思われる、安全衛生規則等を抜粋し記載している。

## 技術基準等




技能労働者への適切な賃金水準の確保	適正な下請契約及び施工体制の確保について	コンクリート構造物の品質確保
公共工事における地産地消 	ICT活用 関連情報 	優良建設工事・優良建設コンサルタント等業務
共通仕様書 施工管理基準	共通仕様書様式集	積算基準等
CALS/EC	単品スライド 条項の運用	インプレスライド 条項の運用
安全対策関係	監督・検査・評定関係	業務委託
コンクリート舗装の活用	<b>その他の技術基準・マニュアル等</b>	週休2日の取組・余裕期間制度の活用
年間使用材料一覧表 (一括承諾)		

## その他の技術基準・マニュアル等

### お知らせ

山口県土木建築部が発注する工事・業務で使用する技術基準・マニュアル等を公表します。

### 技術管理関係

-  遠隔臨場の実施要領 (令和5年6月) (PDF: 151KB)
-  土木工事における適正な工期設定の考え方【令和3年11月改訂版】 (PDF: 2.84MB)
-  **事故報告事例集 (PDF: 9.75MB)**